

【表紙】

|            |                                                                           |
|------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 【提出書類】     | 有価証券報告書の訂正報告書                                                             |
| 【根拠条文】     | 金融商品取引法第24条の2第1項                                                          |
| 【提出先】      | 近畿財務局長                                                                    |
| 【提出日】      | 平成20年11月7日                                                                |
| 【事業年度】     | 第33期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)                                            |
| 【会社名】      | 株式会社コンテック                                                                 |
| 【英訳名】      | CONTEC CO., LTD.                                                          |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 漆崎 榮二郎                                                            |
| 【本店の所在の場所】 | 大阪市西淀川区姫里三丁目9番31号                                                         |
| 【電話番号】     | 06 - 6472 - 7130 (代表)                                                     |
| 【事務連絡者氏名】  | 常務取締役 和田 康                                                                |
| 【最寄りの連絡場所】 | 大阪市西淀川区姫里三丁目9番31号                                                         |
| 【電話番号】     | 06 - 6472 - 7130 (代表)                                                     |
| 【事務連絡者氏名】  | 常務取締役 和田 康                                                                |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社コンテック 東部支店<br>(東京都江東区亀戸二丁目25番14号)<br>株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年6月27日に提出いたしました第33期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1) ～ (5) <省略>

(6) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

—

(7) <省略>

(8) <記載なし>

(訂正後)

(1) ~ (5) <省略>

(6) 取締役及び監査役の選任の決議要件

当社は、取締役及び監査役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

なお、取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

(7) <省略>

(8) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める範囲で免除することができる旨を定款に定めております。

また、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する事ができる旨を定款に定めております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

これらは、取締役及び監査役が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できる環境を整備することを目的とするものであります。

-